

<p>財務省告示第百九十一号 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十年五月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。 平成二十年六月十日</p>	<p>一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第一回） 財務大臣 額賀 福志郎</p>	<p>二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第</p>	<p>三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替</p>	<p>四 発行方法 利回りを競争に付して行われる入札（以下「利回り競争入札」という。）による発行（以下「利回り競争入札発行」という。）及び、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定め、市場特別参加者による発行（以下「国債競争入札発行」という。）</p>	<p>五 募入決定の方法</p>
--	--	--	--	---	------------------

九	八	口						七	口						六	口						イ															
		振替	額	最	低	行	争		非	者	特	国	行	争		利	入	札	行	争	非		者	特	国	行	争	利	入	札	行	争	非	者	特	国	行
振替	額	最	低	行	争	非	者	特	国	行	争	利	入	札	行	争	非	者	特	国	行	争	利	入	札	行	争	非	者	特	国	行	争	利	入	札	
単	面	額	額	入	札	格	・	第	参	加	場	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	
位	金	金	金	発	発	競	競	加	場	場	発	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	額	競	
振替	五	万	円						百	六	十	八	億	五	千	五	百	五	十	二	万	円	千	九	百	四	十	二	億	二	千	百	五	十	六	万	
法の																																					
規定																																					
による																																					
振替																																					
口座																																					
簿																																					

各申込みのうち応募利回りの低いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

て、額面金額で二千二十八億円

づき発行した利付国債について

財政法第四条第一項の規定に基づき

特別会計に関する法律第四十六

条第一項の規定に基づき発行し

た利付国債について、額面金額

で百七十六億円

十 十
三 二
の 経 利
払 過 行
込 利 行
み 子 率 価
 格 日

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十年五月十六日額面金額百円につき九十五円七銭・四パーセント

(一) 年二・四パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第二号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4}{100} \times \frac{57}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した

十四 初期利子

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 後の利子

平成二十年五月十六日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成六十年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する を支払う。 各支払期において 毎年三月二十日及び九月二十日

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。